

2022年度
体育史学会 第11回大会

プログラム・発表抄録集

会場：東京学芸大学

期日：2022年6月4日(土)・5日(日)

体育史学会について

「学会名鑑（日本学術会議・公益財団法人 日本学術協力財団・国立研究開発法人 科学技術振興機構が連携して作成しているデータベース）」に掲載の情報をもとに作成しました。

（2022年5月20日現在）

和文名

体育史学会

欧文名

Japan Society of the History of Physical Education and Sport

ウェブサイト

<https://taiikushi.org/>

日本学術会議に登録している関連学術研究領域

史学、哲学、心理学、教育学、社会学、地域研究、健康・生活科学

設立趣旨

多様化の容認と相互理解の促進をめざす現代社会において、体育・スポーツはこれ自体が変化するとともに、社会の変化にも避けがたい影響を与えている。このような状況の中、体育・スポーツと社会の将来を展望するために必要となる歴史的知見の蓄積が、社会的に要請されている。体育史学会はこの要請に応えるべく、体育史研究者による研究上の緊密な連携によって体育・スポーツ史に関する研究の発展を図ることを目的に設立された。

沿革

- 1961年 日本体育学会体育史専門分科会（前身）設立
- 2011年 体育史学会 設立（設立年月日：2011年9月25日）
- 2015年 日本学術会議 協力学術団体に登録
- 2016年 日本スポーツ体育健康科学学術連合 加盟学術団体に登録

役員

会長 1人、理事 6人、監事 2人（男性 6人、女性 3人）

会員数

正会員 195人、学生会員 9人、講読会員 4人、名誉会員 17人（顧問会員 1人を含む）

刊行物

『体育史研究』

欧文名：Japan Journal of the History of Physical Education and Sport

創刊年：1984年 最新号：39号（2022年3月発行）

発行部数：250（部／回）

URL：<https://taiikushi.org/db/>

他の学術団体との関係

日本体育・スポーツ・健康学会 専門領域体育史（2021年4月より日本体育学会から名称変更）

日本学術会議 協力学術研究団体

日本スポーツ体育健康科学学術連合 加盟学術団体

2022年度 体育史学会 第11回大会 開催要項

1. 日程

- 1日目：6月4日（土） 13:00～18:20 一般研究発表、研究方法セミナー
2日目：6月5日（日） 9:00～11:45 一般研究発表、総会

2. 会場・会場責任者

東京学芸大学 〒184-8501 東京都小金井市貫井町 4-1-1
大会幹事・会場責任者：鈴木明哲 会員、藤坂由美子 会員

3. 交通アクセス

◆JR 武蔵小金井駅・北口より京王バス

[5番バス停] 「小平団地」行に乗車、約10分。「学芸大正門」下車。

[5番バス停] 「国分寺駅北口」行に乗車、約10分。「学芸大正門」下車。

東京学芸大学アクセス案内 URL：<https://www.u-gakugei.ac.jp/access/>

※土日の入場は正門のみになります。

4. 参加費

会員 1000円、非会員 2000円（学生は無料）

5. 一般研究発表時間

発表 30分、質疑応答 15分（計45分）

6. 研究方法セミナー

発表 60分

7. 情報交換会

開催しない

体育史学会第 11 回大会（2022 年）プログラム

6 月 4 日（土） 13:00 開会

時刻	発表者	演題	座長
13:05 ～ 13:50	柿山 哲治 (福岡大学スポーツ科学部)	明治期の青山女学院における バスケットボールの出現	秋元 忍 (神戸大学)
休憩 5 分			
13:55 ～ 14:40	藤田 大誠 (國學院大學)	過渡期としての「明治神宮体育大会」の展開	佐々木 浩雄 (龍谷大学)
休憩 5 分			
14:45 ～ 15:30	石立 克己 (北海道大学大学院 教育学院)	『帝国青年』（1915-1922）にみる奥寺龍溪 のボーイスカウト論に関する研究	柿山 哲治 (福岡大学スポーツ科学部)
休憩 5 分			
15:35 ～ 16:20	富田 幸祐 (日本体育大学オリンピック スポーツ文化研究所)	東京国際スポーツ大会（1963）における東 ドイツ参加をめぐる顛末 外務省の方針展開 の論理と要因	新井 博 (日本福祉大学)
休憩 5 分			
16:25 ～ 17:10	矢幅 照幸 (北海道大学大学院) 若槻 稜磨 (北海道大学大学院) 崎田 嘉寛 (北海道大学)	「体育史」教育に関する一考察	藤坂 由美子 (東京女子体育大学)
休憩 10 分			
17:20 ～ 18:20	坂上 康博 (一橋大学)	研究方法セミナー 体育・スポーツ史という研究領域 ～自分の研究を入り口にして～	來田 享子 (中京大学)

6月5日(日) 9:00 開会

時刻	発表者	演題	座長
9:00 ～ 9:45	新井 博 (日本福祉大学)	日本スキー誕生期における 発祥地から東北4県への普及	大久保 英哲 (金沢星稜大学)
休憩 5分			
9:50 ～ 10:35	木下 秀明 (元日本大学)	軍隊体育史に関する 『陸軍戸山学校教育史』からの知見	田原 淳子 (国士舘大学)
休憩 10分			
10:45 ～ 11:45	総 会		

◆**体育史学会のこれまでの学会大会と研究方法セミナーの軌跡**◆

第1回大会（2012年5月12-13日、福山平成大学）

楠戸 一彦（広島大学）

- 歴史研究の課題：実証と解釈

第2回大会（2013年5月11-12日、明治大学和泉キャンパス）

阿部 生雄（筑波大学名誉教授）

- スポーツ史におけるイデオロギーと無意識：概念史、人物史、制度史

第3回大会（2014年5月10-11日、神戸大学発達科学部）

山本徳郎（奈良女子大学名誉教授）

- 初期トゥルネン史研究で考えたこと

第4回大会（2015年5月16-17日、ホルトホール大分）

木下秀明（体育史学会会員）

- 私の陸軍戸山学校史研究：これ迄とこれから

第5回大会（2016年5月14-15日、一橋大学）

寶學淳郎（金沢大学）

- 私の東ドイツスポーツ史研究

第6回大会（2017年5月13-14日、龍谷大学）

佐々木浩雄（龍谷大学）

- 研究テーマの一貫性と俯瞰的視野：
「体育・スポーツと国民統合」というテーマから

第7回大会（2018年5月12-13日、中京大学）

村戸弥生（石川工業高等専門学校）

- 蹴鞠口伝書読解方法について：
江戸初期蹴鞠書『中撰実又記』研究から地下外郎派蹴鞠復元へ向けて

第8回大会（2019年5月11-12日、大学サテライトプラザ彦根）

鈴木明哲（東京学芸大学）

- 体育・スポーツ史研究の叙述 —— 投稿論文を創る ——

第9回大会（2020年8月29日、オンライン）

実施なし

第10回大会（2021年6月19日、オンライン）

片渕美穂子（和歌山大学）

- 認識論的な布置を探る—「近世日本養生論における身体観の研究」を通して
特別ゲスト Prof. Dr. Andreas Niehaus (Ghent University)

明治期の青山女学院におけるバスケットボールの出現

柿山哲治（福岡大学スポーツ科学部）

研究背景

バスケットボール創案者である James Naismith が著した、“BASKETBALL ITS ORIGIN AND DEVELOPMENT” (1941) には、“I do know that as early as 1900 Hancock, in his book on physical education in Japan, mentions basketball as an important part of the program for Japanese women.” という一文が見られる。その Hancock 著 “Physical Training for Women By Japanese Methods Jiu-jitsu” (1904) には “A Japanese instructor would pronounce basket ball to be an exercise of great value, especially if it be carried on in the open air.” の記述が確認される。一方、発表者は 1902 (明治 35) 年に撮影された長崎活水女学校 (以下、活水女学校) の屋外躰操場に、バスケットボールのゴールを発見した。そのゴールは、木製のバックボードになる以前の SCREEN であることが特定され、1903 (明治 36) 年以前の Amateur Athletic Union (AAU) ルールに準じて設置されたことを報告した。また、1899 (明治 32) 年～1901 (明治 34) 年に開催された The South Japan Woman’s Mission Conference の議事録中に、3 年間に渡って「Basket ball」を含んだ記述が抽出され、活水女学校第 2 代目校長マリアナ・ヤング女史 (以下、ヤング女史) から Woman’s Foreign Missionary Society (以下、WFMS) シンシナティ支部にバスケットボールを行うための施設や用具を要求している様子が窺え、ヤング女史は 1901 (明治 34) 年 3 月以前には、バスケットボールに関する書物入手していた可能性についても示唆してきた。しかしながら、活水学院資料室に所蔵されている史料から明治期に活水女学校でバスケットボールを授業や課外活動等で実際に行った証言や写真は現時点で確認できていない。その後、オハイオウェスレアン大学アーカイブスセンターからヤング女史に関する史料として送付された “Woman’s Missionary Friend (February, 1903)” の “The Quarterly” に、“The second day after landing, the field sports of girl’s school were held at Aoyama. The pupils exercised with dumb-bells, played basket-ball, and most of the day was spent in exercise out of doors” の一文を新たに見出した。

本研究では、この記事内容を裏付ける史料の存在を確認するために、大森兵蔵 (以下、大森) が 1908 (明治 41) 年に YMCA 国際トレーニングスクールを卒業後、帰国して東京 YMCA でバスケットボールを紹介する以前における、青山女学院でのバスケットボール出現の有無について調査を行った。

研究方法

新型コロナウイルス感染症デルタ株の感染拡大により、他大学への訪問調査が困難であったため、2021 年 10 月 20 日に青山学院資料センターに、1908 年以前に青山女学院でバスケットボールが開催された史実の有無について調査を依頼した。11 月 17 日に当センターより、上記依頼の関連史料として、『青山女学院校友会会報』第 2 号 (1904)・4 号 (1905)・5 号 (1905)・7 号 (1907)・9 号 (1908)、『護教』第六四二号 (1903)・第六九二号 (1904)、『Tidings from Japan』Vol. 6 (1903)、『青山女学院 手芸学校 総合秋季運動会 写真』(1907)、『青山女学院秋季運動会次第』(1905) が所蔵されているとの返信を受けた。デ

一般発表1

ルタ株の感染が落ち着いた12月9日に当センターを訪問し、所蔵史料の内容調査を行った。また、同年12月13～21日に福岡女学院所蔵の青山女学院史（青山さゆり会、1973）を貸借し、明治期の青山女学院におけるバスケットボールに関する記述内容について調査を行った。

研究結果

青山学院資料センターに所蔵されるバスケットボールに関する最も古い史料は、明治36（1903）年8月に発行された青山女学院校友会会報第一號であり、「○運動會 青山女学院秋季運動會順序の第三部第三に「籠球（バスケット、ボール）＜ママ＞ 高等女学科四年、五年」との記載があり、「十一月六日青山女学院及び青山女子手藝学校の合併運動會は青山女学院新運動場で開かれたり、（中略）バスケットボール是も紅白の二陣に分かれて、ボールを我が方に得んとする者あり、バスケットに入れんとする者あり、走るあり、転ぶあり活発なる遊戯之に勝りたるはあるまじ、是は赤の勝となりて終わりぬ」と記されていた。また、同年11月14日発行の護教第六百十二號には、青陵隠士による「青山女学院の運動會を觀る」と題し、「十一月六日、青山女学院及び青山女子手藝学校の合併運動會は青山女学院運動場に於いて催されたり。（中略）勇ましき演習の間に於て、球竿体操の清洒なる、秋の土産、割烹競争の風雅なる、彩輪体操の優美なる、バスケット、ボールの快活なる、打球の豪壯なる、とりとりに面白かりき。」と記されていた。一方、英文史料では、明治36年11月28日発行のTIDINGS FROM JAPAN (Vol. 6, No. 3, 1903) が唯一所蔵されており、“FIELD DAY SPORTS AT THE AOYAMA JO GAKUIN”の一節に、Tennis and basketball proved that the Japanese girl does not intend to remain far behind her sisters across the water, and that she is going to enjoy that phase of life which means so much to the American and English girl.の記載があり、1902（明治35）年の11月に開催されていた。

1905（明治35）年11月4日に開催された、青山女学院秋季運動會次第が所蔵されており、午前の部13、午後の部17の演目があり、バスケットボールは午後の部の10番目に高等普通科の4、5年生で行われていた。同年11月に発行された青山女学院校友会誌第5号には、この次第と共に、「バスケットボールいつもながら快活に興を添え」と記されていた。

1907（明治37）年11月2日に開催された、第6回青山女学院秋季運動會でのバスケットボールの試合を撮影した写真が一枚所蔵されており、画像分析を行うと、演目の「バスケットボール」、空中に浮くボールの存在、地面に立てられたバックボードなしのゴールが確認された。

結論

青山女学院は1902（明治35）年11月の秋の運動會でバスケットボールを開催しており、大森の紹介に6年先んじていた。また、1907（明治）37年の運動會で使用されていたゴールは、活水女學校＜1902（明治35）年＞で同時期に用いられたものとは形状が異なっており、当院のバスケットボールは独自のルートで移入された可能性が示唆された。

謝辞

本研究に貴重な史料をご提供頂いた青山学院資料センター職員の皆様に感謝いたします。なお、本研究はJSPS 科研費 21K11566、2022年度体育史学会の助成を受けたものです。

過渡期としての「明治神宮体育大会」の展開

藤田大誠（國學院大學）

1 問題の所在

現在の「国民体育大会」（令和6年〔2024〕より「国民スポーツ大会」）の前提と位置付けられる「明治神宮競技（体育・国民体育・国民錬成）大会」（当時は略称として「明治神宮競技」や「神宮競技」、「神宮大会」と呼ばれたが、数度の名称変遷があるため、現在の歴史的研究においては「明治神宮大会」と表記されることも多い）は、大正13年（1924）から昭和18年（1943）まで14回に亘って「明治神宮外苑競技場」（現・国立競技場）を主会場として開催された国民的・総合的・全国的運動競技（スポーツ）大会である。

今村嘉雄は、明治天皇・昭憲皇太后を祀る明治神宮の外苑競技場が造営されたことに伴って創始された「明治神宮大会」を「日本民族の大古からの遺習である神前スポーツの近代版」と位置づけ、古代オリンピック祭典競技との類似性に言及した（『日本体育史』不昧堂出版、1970年）。しかし従来、体育・スポーツ史の「明治神宮大会」研究は神社や皇室に関する制度・思想史的記述が不十分であり、他方、神道史や皇室史からの明治神宮研究は体育・スポーツへの関心が乏しく、いずれも今村の視点は十分に深められては来なかった。

それゆえ発表者は、体育・スポーツ史と神道史、皇室史を架橋する視座から、「日本の奉納競技（神前・祭典スポーツ）」の近代的展開を実証的かつ総合的に解明するため、実に複雑な歩みを経てきた「明治神宮大会」に関する詳細な通史的研究をまとめ、その前史と後史をも視野に入れながら全体像を明らかにすることを課題とした。そしてこれまで、①「明治神宮外苑」造営の一環としての競技場・野球場など体育・スポーツ施設の成立過程、②内務省衛生局主催「明治神宮競技大会」創設から明治神宮体育会主催「明治神宮体育大会」への変遷、初の「天覧」（昭和天皇行幸）があった昭和4年（1929）の第5回大会に至るまでの展開、③昭和10年代の「幻の東京オリンピック」をめぐる「明治神宮外苑」拡張構想の顛末について、それぞれ詳細に検討を加えてきたのである（藤田大誠「明治神宮体育大会とオリンピック—日本の神前スポーツの近代的展開—」『神園』第22号、2019年）。

しかし、未だ昭和初年以降戦時下にかけての本格的考察を欠いていることは否めない。そこで本発表では、「明治神宮体育大会」即ち第3～9回大会（大正15年〔1926〕、昭和2～12年〔1927～37〕、第4回大会から隔年開催）の時期に着目し、その実態と変遷を明らかにしたい。なぜなら後述する如く、民間団体の明治神宮体育会から政府・厚生省へと主催を移管し、「国民体育」の語を冠した第10～12回大会（昭和14～16年〔1939～41〕）や「国民錬成」の語を冠した第13、14回大会（昭和17、18年〔1942、43〕）は、体育・スポーツに大きな改変が迫られて行く「戦時体制下」の大会として大いに注目されてきたが、当該時期は長い〈過渡期〉と見做されたのか、殆ど詳述されて来なかったからである。

2 先行研究の動向とその問題点

「明治神宮大会」については、体育・スポーツ史をはじめスポーツ科学の人文・社会科学的研究によって一定の研究蓄積がある。しかし、吉田清「明治神宮体育大会のことども」（『体育の科学』第26巻第1号、1976年）や川端昭夫・荒木達雄・木村吉次・濱田靖一「明治神宮体育大会における集団体操（マスゲーム）に関する研究—大会で開催された集団体

操の演技内容を中心に」(『中京大学体育研究所紀要』第14号、1999年)、太田順康・長瀬聡子「明治神宮体育大会に関する研究—明治神宮体育大会と昭和初期のスポーツについて—」(『大阪教育大学紀要 第IV部門』第51巻2号、2003年)など、同大会の経緯を簡潔に通観した論考はあるものの、主催を替え、14回に亘った「明治神宮大会」の創設から展開、終焉に至るまでの複雑な展開を包括した詳細な通史的研究は未だ登場していない。

また、「明治神宮大会」に関する専論の著作として知られている入江克己『昭和スポーツ史論—明治神宮競技大会と国民精神総動員運動—』(不昧堂出版、1991年)は、専ら大会報告書を使用して第12回大会までの概略をトレースするに留まっているだけでなく、「昭和戦前期における国民体育ならびにスポーツ史における重大な汚点」や「スポーツの普及、発達どころか、国民を戦争に動員し、破滅に追い込んだ悪しきスポーツの典型」という予断を前提として演繹的な論旨に終始しているため、その評価を鵜呑みには出来ない。

一方、東洋史研究の立場からスポーツ史研究に参入した高嶋航『帝国日本とスポーツ』(塙書房、2012年)は、「明治神宮大会」創設当時における陸海軍の消極的対応や、学生参加をめぐる内務省と文部省の権限争いを発端とする第3回大会以降の「明治神宮体育会」への大会開催権民間委譲という措置を単なる「喧嘩両成敗」と見做し、軍や政府の対応がこの大会を「国民の動員に利用するというにはほど遠かった」と指摘して「入江の見解は首肯しがたい」と批判するなど、「明治神宮大会」の実証的歴史研究を大きく進めた著作であるが、草創期(第1～3回大会)を簡潔に論じているほかは、専ら戦時下(第10～14回大会)に焦点を当てており、「明治神宮大会」の詳細な通史的研究という訳ではない。草創期と戦時下に着目する点は、夙に加賀秀雄「明治神宮競技大会」の変質過程について(『総合保健体育科学』第19巻第1号、1996年)などにも見られる傾向であった。

さらに坂上康博『権力装置としてのスポーツ—帝国日本の国家戦略—』(講談社、1998年)以来、佐々木浩雄『体操の日本近代—戦時期の集団体操と〈身体の国民化〉—』(青弓社、2016年)、中嶋哲也『近代日本の武道論—〈武道のスポーツ化〉問題の誕生—』(国書刊行会、2017年)などの「明治神宮大会」に關説した近代日本の体育・スポーツ史、武道史研究が増えているだけでなく、鈴木楓太「戦時期における市町村民運動会—明治神宮地方大会の考察—」(『一橋大学スポーツ研究』第33号、2014年)や尾川翔大「明治神宮大会における学生参加をめぐる諸問題—小橋一太の果たした役割—」(『日本体育大学スポーツ科学研究』第6号、2017年)、新井博「1937年日本選手権大会におけるアルペン競技正式開催—1928-36年の明治神宮体育大会でのアルペン競技に注目して—」(『スキー研究』第17巻第1号、2021年)などの専論も登場しており、当該主題は注目されている。ただ、それらの中でも「明治神宮体育大会」の時期はさほど注目されて来たとは言えない。

3 〈過渡期〉としての「明治神宮体育大会」

例えば、昭和15年(1940)の第11回大会では、「関東州」(「日本人」選手)の参加に加え、初めて「満洲国」(日系以外の民族含む)が参加するが、実は昭和8年(1933)の第7回大会参観のため「満洲国」陸上競技代表が派遣されている(『新京日日新聞』昭和8年10月21日、「満洲国体育協会露人選手上陸許可関係」外務省外交史料館所蔵『戦前期外務省記録』)。長い〈過渡期〉としての「明治神宮体育大会」の変遷を具に検討することは、「戦時体制下」の明治神宮大会を捉え直すための必須の前提作業と言えるのである。

【附記】本研究は、JSPS 科研費 21K11367 及び 18H0072 の助成を受けたものである。

『帝国青年』（1915-1922）にみる奥寺龍溪のボーイスカウト論に関する研究

石立克己（北海道大学大学院教育学院）

1. 研究目的

本稿は帝国青年出版所より発行の定期刊行物『帝国青年』（1915-1922）にみる奥寺龍溪（1877-1936）のボーイスカウト論について明らかにすることを目的とする。奥寺は1908年から1925年まで東京府立第三高等女学校に教諭として勤め、1925年以降、少年団日本連盟主事、参事、健児部国際班長を歴任した。加えて、*Scouting for Boys* や *Rovering to Success*、*The Wolf Cubs Handbook*ⁱといった英国スカウト運動教範を翻訳し、日本にスカウト運動を紹介した。

奥寺の功績について、田中治彦は1997年に出版された『少年団研究』解題の中で「草創期の少年団運動にあつて英国のボーイスカウトの著書を多数翻訳し、ボーイスカウトの理論面でその基礎を作った」ⁱⁱと評している。また、第二次大戦後ボーイスカウト日本連盟第四代総長を務めた三島通陽はそれまで教育方法の定まらなかった少年団に、スカウト運動の方法論を確立する上で奥寺が中心的な役割を果たしたと述べているⁱⁱⁱ。このように、奥寺は日本ボーイスカウトの普及にあたり貢献をなした人物であったと考えられるが、奥寺とボーイスカウト運動とのかかわり、とりわけ、少年団日本連盟設立以前の奥寺の活動については不明な点が多く、それらを明らかにした研究は見当たらない。なお、Colm Hickeyは英国におけるボーイスカウト運動について、労働者階級に拡大したアスレティシズムを用いた分析を行い^{iv}、パブリックスクールで中産階級の子弟が享受したアスレティシズム教育は、ボーイスカウト運動を通して労働者階級に一定の影響を与えたと論じている。それゆえ、『帝国青年』にみる奥寺のボーイスカウト論を明らかにすることは旧制高等学校、帝国大学といったエリート教育とは異なる、社会教育を通じたルートから、どのようにしてアスレティシズムが普及し、受容されたかを示すことに等しい。

2. 研究方法

『帝国青年』とは1916年2月より発刊の中央報徳会青年部、青年団中央部の月刊誌であった。『帝国青年』は1915年に内務省、文部省合同で出された訓令「青年団ノ指導發達に関する件」（以下、「第一次訓令」）をもとに、「全国3万有余の青年団体の連絡統一を計る」ことを目的として発行された。1916年11月に、中央報徳会青年部が「青年団中央部」として中央報徳会から分離独立する中で、発行元が帝国青年出版所となる。また1921年、「青年団中央部」から財団法人日本青年会館へと青年団の指導団体が引き継がれる中、『帝国青年』も『青年』へと誌名を変えた。『帝国青年』に奥寺は全部で16篇の記事を投稿している。これらの記事のうち、第3巻8号（1918年8月）に掲載された「英国の海事青年団」、第10巻10号（1925年10月）に掲載された「日本青年会館に希望する事ども」以外の14編は、少年団日本連盟が結成される1922年11月の1年前後に掲載されている。この1921年から1923年という時期は第一回世界ジャンボリー（1920年、ロンドン）、皇太子のイギリス歴訪（1921年）を契機とし、日本のスカウト運動が全国組織化の動きを見せ始めた時期にあたる。よって、『帝国青年』に見られた奥寺のボーイスカウト

論を分析することで、黎明期の日本のボーイスカウト運動と青年団という中央省庁の後援を受けた社会教育組織の関係性がより明確になるであろう。

3. 結果

16 篇の記事分析に基づけば、奥寺のボーイスカウト論は、①大戦期の総力戦体制を意識した国民の平時における規律訓練として青年団のボーイスカウト化を目指す第 6 巻第 5 号（1921 年 5 月）「バーデン・パウエルの英国青年団(十一)」までの時期と、②それ以降のボーイスカウト国際連盟の主張する平和教育としてのボーイスカウトの側面を重視し、青年団を批判するものに分類できた。そこには以下の重要な変化がみてとれる。

奥寺のボーイスカウト論が青年団批判へと向かった理由には、第一に、中央集権化した青年団への抵抗があったこと、第二に、英国スカウト運動は年齢の発達段階に配慮するものであったのに対し、日本の青年団は 12 歳から 25 歳まで同一プログラム^vを課すものであったため、英国由来のボーイスカウト論に忠実であろうとした奥寺の意志が存在したこと、第三に、遊戯、競技のもつ教育的価値について触れ、アスレティシズム教育を立憲制下の市民教育の理想像とし、ボーイスカウトを通してこれを日本に導入することを目的としていたことがあげられる。上記の三点は奥寺流の国際的なボーイスカウト運動への合流とも関連した。

4. 結論

以上の通り、『帝国青年』にみる奥寺龍溪のボーイスカウト論は、社会教育を通じたアスレティシズムの普及を目指すものであった。そして、時代の趨勢により日本独自の青年団運動を目指す中央の目論見に対抗して青年団を批判し、英国のスカウト運動に忠実であろうとした初期のスカウト運動の推進者の一断面を描くものであったといえる。

ⁱ The Wolf cubs Handbook、Rovering to Success の二冊については、『幼年健児教範』（少年団日本連盟、1926 年）、『青年健児教範』（少年団日本連盟、1926 年）として奥寺が翻譯に当たった。また、少年団日本連盟によるはじめての Scouting for Boys の完訳である『少年団教範』（少年団日本連盟、1925 年）の翻譯者に奥寺の名前はないが、1952 年版『スカウティング フォア ボーイズ』の三島通陽による序文には、『少年団教範』の最終校正を奥寺が担ったとが記されている。

ⁱⁱ 田中治彦『『少年団研究』解題』、『少年団研究、別冊』、大空社、1997 年、5 頁-34 頁、28 頁。

ⁱⁱⁱ 三島は「正直に云うと、我国のその頃の少年団は、まだ遠足行軍團、お伽會の域を脱しなかったのである。（中略）この時、起ってボーイ・スカウトの精神並びに教育法を紹介されたるは、我が奥寺龍溪氏であった。」と述べ、草創期の少年団運動において、奥寺が海外文献の翻譯に従事し、その教育方法、および理論面を確立する上で中心的な役割を果たしたとした（三島通陽「逝ける二審議委員の思ひ出」『少年団研究』第十三巻第八号、1936 年 8 月、15 頁-17 頁）。

^{iv} Hickey, Colm, “Athleticism, Elementary Education and the Great War. “The Great War was won on the Asphalt playgrounds of the Elementary School of England””. In Manufacturing Masculinity The Mangan Oeuvre: Global Reflections on J. A. Mangan’s Studies of Masculinity, Imperialism and Militarism, edited by Peter Horton. Berlin: Logos Verlag Berlin GmbH, (2017): 275-302.

^v 平山和彦『青年集団史研究序説 下巻』新泉社、1988 年、第二章「中央指導機関と全国組織の沿革」39 頁-105 頁。

東京国際スポーツ大会（1963）における東ドイツ参加をめぐる顛末 外務省の方針展開の論理と要因

富田 幸祐（日本体育大学オリンピックスポーツ文化研究所）

1960年代初頭の国際スポーツ界において、ドイツ民主共和国（以下、東ドイツ）の国際競技大会参加は度々問題となっていた。その背景には東西ドイツという形で可視化された東西冷戦の影響があるが、特にこの時期に顕在化することになった要因として考えられたのは1961年8月のベルリンの壁の建設であった。ベルリンの壁が立ち現れた直後、「西独オリンピック委員会と体協」が東独とのスポーツ交流を一切禁止することを決めたという¹。また西ベルリンを管理する米英仏は東ドイツ関係者のNATO加盟国への入国に対し、拒否の姿勢を示す。その結果、1962年に入ると、フランスで開催予定であった世界アルペンスキー選手権大会、アメリカで開催予定の世界アイスホッケー選手権、世界レスリング選手権、世界カヌー選手権、世界自転車選手権と東ドイツ選手団が参加できない事態が相次いでいた²。東ドイツの参加拒否をめぐる、各国際競技大会では、開催の続行、中止や延期をめぐる対応が分かれた。また東ドイツが参加できないことを受けて東側諸国の大会ボイコットも相次ぐことになる。

さしあたり東京オリンピックをひかえて、日本の各競技団体ではその予行ともいべき世界選手権とか、プレオリンピック大会の開催を計画しているが、現状のままでは同じように査証の問題だとか、たとえ査証の問題が起らないとしても、好ましくない国が参加するから渡航を認めないなどという国が出てこないとも限らない。ということになれば、完全な世界選手権は困難になってくるのではないかとみられている³

国際スポーツ界に影響を与える国際政治の動向は1964年にオリンピック開催を東京でひかえる日本政府も関心を示すところとなる。1963年10月に開催された東京国際スポーツ大会における東ドイツ参加問題はその最たるものであった。本報告では、東京国際スポーツ大会における東ドイツの参加問題を取り上げる。

1960年代初頭の東ドイツをめぐる国際政治とスポーツ界の関係への言及は、日本においては川本信正、守能信次、波多野勝によるものがある⁴。特に守能はメイナーによる研究を引用し、東ドイツの選手団に対し、西ベルリンの米英仏で構成される連合旅行局がNATO加盟国への入国査証の発行を拒否したことで、東ドイツ選手団の国際競技大会参加が不可能となったことを指摘している。

東京国際スポーツ大会における東ドイツ参加問題については、引用の明記はないが参考文献に記載される通り、外務省の外交記録を用いた波多野が詳しい。その概要は次の通りとなる。外務省では国交のない分断国家の入国に対し拒否の態度を示していた。分断国家は共産圏であり、彼らは「スポーツを政治に利用する意図が多分にある」という見解があったからである。外務省では「IOC憲章による地域大会、世界選手権大会」を除いては「一切の入国は絶対これを認めない」という姿勢であった。実際に日本選手団との親善試合のためバレーボールの東ドイツ選手団の入国要請があった際に外務省はこれを拒否している。東京国際スポーツ大会は「IOC憲章に定められた地域大会」でも「世界選手権大会」でもない。そのため、東ドイツが東京国際スポーツ大会に参加を希望した場合、外務省の考えは入国を拒否であった。しかし最終的に東ドイツの入国が条件

付きで認められる。その条件とは国旗の不使用であった。東ドイツの国旗を大会において使用しないことが入国の条件となったのである。国旗の不使用という条件は大会関係者にとってショックな出来事だった。東京国際スポーツ大会は東京オリンピックのリハーサルであり、大会運営を試す絶好の機会でもあった。東京オリンピックに倣った形での式典を実施し、「大会関係者はこれを東京国際スポーツ大会で厳密におこなって、オリンピックを準備万端なものとしたかった」のである。東ドイツの国旗が使えないという条件の結果、東京国際スポーツ大会での式典実施が不可能となった。国旗の不使用という条件に対し競技団体から「東独の旗はダメだという国際条約でもあるのか」と反対の声が挙がったが、外務省は「国際慣習を守る精神の問題だ」として取り合わなかったという。ただ最終的に東ドイツは、国旗が使用できないことを理由に不参加を発表する。国旗が使用できない大会は東ドイツの不参加によって回避されたのである。波多野は「政治とスポーツは別か否かここでも大きな問題となった」と東京国際スポーツ大会における東ドイツの参加問題について指摘し、外務省の強硬な対応を「明らかに行政指導」とみなした。「しかし、現場から見ると外務省に指導されるがままにはいかなかった」とスポーツ関係者による対応について一定の評価を示し、その後の展開を見据え「プレ・オリンピックにおいては共産圏に対してかなり強硬だった外務省も、東京オリンピックに向けて徐々に軟化していった。ソ連をはじめ、当時の共産圏にはさまざまな競技で強豪と言われる国が多かったことも関係しているのだろう」と論じている。

波多野は東ドイツ参加問題の要点をまとめており、その展開については報告者も同意する。しかしこれらの議論からは漏れ落ちている部分があることを指摘したい。一つ目は「強硬」な姿勢であった外務省がなぜ条件付き入国を認めたのかということ、そして二つ目がなぜ条件が国旗不使用だったのか、である。波多野の指摘は東京国際スポーツ大会開催以降に関してだが、東ドイツの参加が条件付きながら認められたことは「強硬だった外務省」の「軟化」の兆候を示すものなのだろうか。そして「軟化」の兆候を引き起こしたのは、「さまざまな競技で強豪と言われる国が多かったこと」に求められるのであろうか。外務省の東ドイツ参加に対する判断は政治判断であることから、この条件付き入国への変化は、当該期の日本におけるスポーツに対する日本政府の態度やあり方の論理と要因を考える格好の事例であると考えられる。

本報告では、外務省の外交記録だけでなく、東京国際スポーツ大会の開催計画及び、国会における東ドイツ参加問題の議論、そして新聞報道を史料として用いて、東ドイツに対する入国をめぐる議論がたどった顛末を明らかにし、上記の課題について考察する。

注

¹ 「東独とのスポーツ交流禁止」『朝日新聞』1961年8月18日朝刊9面。

² 「あす緊急会議 アルペン世界選手権で善後策」『読売新聞』1962年2月3日朝刊6面。「東独レスリング・チームにも適用化 米入国制限」『読売新聞』1962年2月3日夕刊2面。「国際スポーツ界を阻む壁」『朝日新聞』1962年2月8日夕刊2面。「今年ですでに5件 “世界アルペン” など 東独でもめる」『毎日新聞』1962年8月25日朝刊12面。

³ 「五輪運営も心配に 入国禁止や人種差別 無力な各種国際競技連盟」『読売新聞』1962年2月5日朝刊7面。

⁴ 川本信正『スポーツの現代史』大修館書店、1976年、pp. 18-19。守能信次『国際政治とスポーツ』ほるぷ出版、1982年、pp. 69-73。波多野勝『東京オリンピックへの遙かな道 招致活動の軌跡 1930-1964』草思社、2004年、pp. 221-224, 228-233。

「体育史」教育に関する一考察

○矢幅 照幸（北海道大学大学院）、若槻 稜磨（北海道大学大学院）、崎田 嘉寛（北海道大学）

はじめに

現在、「体育史」教育は、主として中等教育機関における保健体育科の「体育理論」領域、および高等教育機関における保健体育科教員養成課程の科目として実施されている。これまで、岡出（1995）や榊原（2010、2011、2018）が、体育史（スポーツ史含む）を対象とする教育実践に言及してきた。しかし、学問史教育としての「体育史教育」については、学術的な研究が十分に蓄積されておらず、まずは議論の素地を整備する必要がある。

そこで、本研究は、1）中等教育機関における保健体育科の「体育理論」領域における「体育史」の内容、2）保健体育科教員養成課程における「体育史」教育、3）体育・スポーツ史研究の成果、以上の三つの変遷を関連付けて考察することで、「体育史」教育がどのように展開してきたのかを歴史的に明らかにすることを目的とする。

具体的な課題は、1）『学習指導要領』（以下『要領』）の変遷を概観しつつ、学校体育に関する逐次刊行物を対象として、「体育史」に関する実践を年代別・内容別に確認する。2）「教育職員免許法」における「教科に関する専門的事項」の変遷を明らかにしつつ、保健体育科の教員免許状が取得可能な大学における「体育史」科目の開講状況と講義内容の現状を悉皆調査する。3）体育・スポーツ史学会の機関誌を対象に、研究内容の変遷を整理する。

1. 保健体育科における「体育史」教育

『学校体育指導要綱』（1947）において、教科内容として位置づけられた「体育理論」では、「体育史」が授業内容の最上位に記されている。ただし、この時期における「体育史」の授業実践は、確認し得た学校体育関係の逐次刊行物を見る限り、充実した内容が展開されていたとは言い難い。そして、1958年に改訂された『要領』から、「体育史」に関する内容は制度的な位置づけが消失する。その後、『要領』では、改訂を重ねるごとに「体育理論」そのものの制度的基盤が揺らいでいる（1998年に時間数の規定消失）。

ところが、2007年に改訂された『要領』から、「体育理論」が必修科目となり、「体育史」に関する内容がおよそ60年ぶりに導入される。その背景には、「教育基本法」が改正されたことに伴い体育関連の審議会で活発に議論が重ねられたことが関係している。しかし、「体育理論」における体育史に関する実践報告は、管見の限りオリンピックに関連した内容が中心となっていた（岡田、2008；岨、2012など）。すなわち、2020年に開催が予定されていた東京オリンピック大会との関連が中心となっていたと判断される。

2. 教員養成課程における「体育史」教育

1947年の「教育職員免許法」では、「体育史」に関する内容が「体育原理」（必修科目）によって代替されていたと推察される。その後、1989年に同法が改正され、「体育原理」が選択科目の一つとなったため、以降、体育史の内容を学ぶことなく保健体育科の教員免許状を取得する学生が少なからずいたことになろう。しかし、上記の2007年改正『要領』における体育史に関する内容の導入を裏付ける形で、2011年の「教育職員免許法」一部改

一般発表5

正により、「体育史」が「教科に関する専門的事項」の選択科目の一つとして位置づいている。

保健体育科教員養成課程における「体育史」科目の開講と位置づけは、大学の裁量に任せられている。そこで、2019年度と2020年度の保健体育科の教員免許状が取得可能な174大学における「体育史」科目の開設状況と講義内容を悉皆調査した。この結果、「体育史」関連科目が設定されている大学は、84校（48.3%、国立26校：47.3%、私立58校：48.7%）であった。一方で、「体育史」科目の講義内容について、電子シラバスに記された講義計画に基づいて分類した結果を表（左側）に示している。この結果、保健体育科教員養成課程における「体育史」科目は、中等教育機関の「体育理論」における体育・スポーツ史の内容を踏まえつつも、「学校の体育」に関する歴史も一定程度教授しておく必要があるのではないかと示唆される。

3. 体育・スポーツ史研究の展開と還元

日本における体育・スポーツの歴史に関する研究は、日本体育学会の分科会として1961年に設置された体育史専門分科会を中心として展開され、その後、1986年に創設されたスポーツ史学会と2011年に日本体育学会から独立した体育史学会が牽引してきた。各学会の機関誌に掲載された研究成果について、分類した結果を表（右側）に示す。

体育・スポーツ史研究の課題は、各研究者の問題関心に基づいて自由に選択されるべきである。しかしながら、体育・スポーツ史研究の成果を、これまで以上に保健体育科教員養成課程の講義に還元する必要性も見て取れる。

コード	シラバスの講義計画に示された内容			研究成果			※括弧内は件数
	国立大学	私立大学	合計	スポーツ史研究	体育史研究	体育学研究	合計
体育史の理論・方法	13.4% (51)	9.8% (88)	10.8% (139)	16.4% (31)	27.8% (68)	12.2% (18)	20.1% (117)
学校の体育・スポーツ身体文化	12.8% (49)	11.4% (103)	11.9% (152)	7.4% (14)	17.1% (42)	41.2% (61)	20.1% (117)
学校以外の体育・スポーツ・身体文化	28.8% (110)	32.6% (293)	31.4% (403)	16.9% (32)	20.0% (49)	14.9% (22)	17.7% (103)
国際スポーツイベント・ムーブメント	8.4% (32)	12.8% (115)	11.5% (147)	4.2% (8)	7.3% (18)	8.1% (12)	6.5% (38)
体育・スポーツ・身体文化の特定領域	19.9% (76)	21.6% (194)	21.1% (270)	52.4% (99)	24.5% (60)	22.3% (33)	33.0% (192)
複合領域	7.9% (30)	4.2% (38)	5.3% (68)	2.6% (5)	3.3% (8)	1.4% (2)	2.6% (15)
その他	8.9% (34)	7.7% (69)	8.0% (103)				
合計	100.0% (382)	100.0% (900)	100.0% (1282)	100.0% (189)	100.0% (245)	100.0% (148)	100.0% (582)

↑ 分類コードは、日本体育・スポーツ・健康学会の体育史専門領域における小分類とした。

おわりに

日本における「体育史」教育は、敗戦直後から1960年までは『要領』における「体育理論」において実施されることが制度的に規定されていた。ただし、この時期の教員養成課程においては「体育史」科目は位置づけられていない。1960年以後の約50年間は、中等教育機関における体育史教育は等閑視されていた。そのため、保健体育科の教員が体育史に関する指導を俎上に載せる機会はなかったと判断される。しかし、1960年以降、体育史に関する研究が学会レベルで整備され、高等教育機関において体育史が研究・教授されていたことは、「体育史」教育の素地を醸成する上での起点となったと考えられる。

「体育史」教育の歴史的変遷からみれば、2007年の『要領』改訂と2011年の「教育職員免許法」一部改正は、中等教育機関における生徒が再び「体育史」教育の対象となったという意味で画期的な転換点として位置づく。しかし、2019年時点で、「体育史」科目が設定されていない保健体育科教員養成課程は51.7%も確認することができる。高等学校の「体育理論」における体育史教育、保健体育科教員養成課程における体育史教育、体育史研究の成果を往還的な関係として考えていく必要がある。

〈付記〉本研究は、2021年度体育史学会研究助成の交付を受けた。

日本スキー誕生期における発祥地から東北4県への普及

新井 博（日本福祉大学）

はじめに

日本における多くの近代スポーツは、明治時代以降外国人教師らが大学などで紹介した後、課外活動において広まり、大正時代に入り中等学校などで全国的に広まった。大正時代末期に市民にまで広まり始めると、オリンピック大会参加やスポーツの統制を意識した日本体育協会は、各競技団体の組織化を促進していった。

スキーの場合、明治44年にオーストリアの軍人レルヒによって、新潟県の高田師団と翌年に北海道の旭川師団で軍人と市民に紹介され、大正初期に東北や北海道・樺太に広まった。やがて、大正後期全国的に広まると、大正12年に体協により第1回全日本スキー選手権大会が開催され、大正14年に組織化のために全日本スキー連盟が誕生している。

だが、レルヒの紹介以後、スキーが高田・旭川師団から広まる経緯については、新井と中浦の研究があるが、共に高田から新潟県内への広まりに触れているだけである。そのため、大正初期に東北や北海道に広まり、以後更に広まり全日本スキー選手権が開催されていく期間に、如何なる普及が行われたのか全く解明されていない。

そこで、ここではスキーが大正初期に新潟県から県外の東北地方に広まった経緯に焦点を当てみたい。高田から新潟県内に普及した経緯を踏まえて、東北4県に普及した経緯に目をやり、日本スキーの誕生期における普及に関する特徴を考えてみよう。資料は、師団の軍事資料や高田周辺の新聞資料、また東北の地方新聞や教育資料などを用いる。

1. 高田から新潟県内への高田師団の普及

レルヒ少佐の来日を契機に、明治44年から師団では陸軍省の命により「スキーに関する軍にとっての有益性」の調査を始めている。先ず、1-3月にレルヒによる講習が将校に行われた。さらに、市民へ普及するために2月から県下中等学校の体操教師27名を集めて講習が行われた。講習終了後、初の高田スキー倶楽部が誕生、高田を中心に会員による普及が始まった。明治45年1-2月に高田と小千谷で、研究将校たちは大規模な講習会を開催している。同2月に競技会が開催され、講習修了後に来賓を招いて「越信スキー倶楽部」の発会式が開催された。誕生した倶楽部は師団長を会長として、地域へ指導者の派遣、支部組織を母体とした活動を促進した。また、拡大する用具の需要を配慮して、大量生産可能な田中鉄工場を倶楽部の付属製作所として稼働させ、学校や地方からの需要に応え始めた。大正2年倶楽部の高田支部は、講習修了試験に全国的競技会を開催し、新たに名称を日本スキー倶楽部へと変更して、その後の活動の軸となっている。

2. 東北地方への普及

明治35年、第8師団青森歩兵第5連隊が八甲田山中で遭難事故を起こすと、スウェーデンから師団にスキーが送られ、師団長山根は第52連の油川隊長にスキーの研究を命じたが、どうすることも出来なかった。体操家永井道明はスウェーデンでスキーを習い、明治45年1月7日

一般発表 6

岩手県、8日青森県、9-10日秋田県、11-13日山形県で、師範学校長を始めとする各県の教育関係者にスキー講習している。

青森県では、明治44年に高田第13師団を視察した第8師団長の山根は、翌明治45年1月歩兵31連隊の岩館中尉、第52連隊の油川中尉、第5連隊の市嶋中尉、第17連隊の村野中尉の4名を高田の講習（甲種）に参加させた。帰ると青森県で岩館は弘前市で9名の将校に、市嶋は青森市で9名の将校・教師らに、特に油川は弘前中学校や体操教師らに指導している。その後、弘前中学校・青森中学校で生徒のスキーが盛んになっている。

秋田県では、明治45年村井中尉が将校や市民に指導を行うと、知事が同2月14日に「スキー及び相撲奨励訓示」を各郡市役所町村学校に発する。同12月日本スキー倶楽部秋田支部が設置され、知事に支部長を嘱託した。同12月25日に秋田中学校の山口教師、旭北小学校の媒賀訓導を高田の講習に派遣した。同12月末から湯沢町の秋田木工会社が、大正2年1月から秋田市の木内雑貨店と日之出商會が用具を販売している。秋田支部は第1回講習会を大正2年2月に開催した。また第2回目の講習会を連続して開催している。高田のスキー競技会に媒賀・三浦・武藤を送り、武藤は短距離競走で4等。支部は大正2年2月来賓と観客を集めて全県スキー大競技会を開催し、マラソン競走等熱心に行われた。

山形県では、明治45年2月越信スキー倶楽部の発会式に参加した師範学校教師目黒乙次郎が提唱し、大正2年に県の幹部や教師たちにより日本スキー倶楽部山形支部が設立される。北山村郡教育委員会は師範の目黒を迎えて、1月12日に大石田で30名程の小学校教師に講習を実施している。大正3年に第1回講習会を59名が参加して、大石田で開催した。大正2年から横浜在住の外国人クラッセルらが五色温泉でスキーを楽しんだことから、米沢高等工業学校の生徒も共にスキーを始める。彼らは大正3年1月に磐梯山を踏破、2月に倶楽部の発会式を行っている。

岩手県では、明治45年高田のスキー講習に県警の狩野保安課長と警部補菊池が派遣され、菊池が講習を受けた。菊池による伝達講習会が同年2月に開催されると、学校関係者などが参加し、以後普及が行われ始めた。大正2年2月高田での第1回全国スキー大会に盛岡高女の吉野校長と狩野保安課長が参加し、3月には岩手支部結成式と記念競技会が開催されている。

まとめ

青森県、秋田県、山形県、岩手県の当時のスキー普及には、差異がみられた。だが、高田師団による普及イベントに参加した各県の代表たちは、越信スキー倶楽部が規約に謳った支部を中心とした活動を、帰県後に促進しようとしていたと言えよう。

軍隊体育史に関する『陸軍戸山学校教育史』からの知見

木下秀明 (元日本大学)

本書は、表紙に「陸軍戸山学校教育史：明治別記第十二巻」とあるが、中扉には「陸軍教育史：陸軍戸山学校ノ部」とある。体裁は、片面に中折り用の罫線を印刷した B4 判大の用紙に、手書きの別表 14 を含む原稿を和綴製本した全 94 丁の稿本である。最初に「修正」指示のメモ一枚を添付し、概説付き特記事項 32 項の年譜「陸軍戸山学校沿革」6 丁、陸軍歩兵学校の前身である本校の沿革を内容とする「陸軍歩兵学校略歴」謄写印刷 3 丁、本書の主題「陸軍教育史：陸軍戸山学校ノ部」65 丁の順に編集され、各丁の下部欄外に算用数字の通番 1～94 の加筆がある。

本書は、明治 6 (1873) 年本校の前身である陸軍兵学寮戸山出張所設立から大正元 (1912) 年歩兵学校分離迄の本校の主要事項の記録で、所要の短文説明付である。

本発表では、本書から得られた主な知見について、主に第 4 章「教育概況」から作成した「表 1. 明治期戸山学校各科期別在校期間・学生数統計一覧表」「表 2. 明治前期戸山学校戦術科課目一覧年表」「表 3. 明治期戸山学校体操科・体操剣術科・剣術科課目一覧年表」(発表時配布)に基づいて報告する。

1. 小野原の体操ドイツ化誤認の論拠

『体育と体操の理論』(陸軍戸山学校編、1923 年)の著者小野原誠一の軍隊体操がフランス式からドイツ式へ転換したという説が誤りであること、この説がその後の体育史書に踏襲されてきたことは、小野原説の論拠の有無不明のまま、2020 年本学会発表「『体操教範』内容の推移」で指摘した。

この論拠に該当するのが、本書第 4 章「教育概況」の第 1、2、3 節「仏式採用時代の前期／後期／末期」、第 4、5、6、7 節「独式採用時代の前期／中期／後期／末期」の文言である。

しかし、本文中にドイツ式採用に関する記述はない。すなわち、第 4 節では、冒頭に「明治二十二年仏式を廃して^獨の採用するに至りしを以て同年一月仏国武官全部を解聘し茲に始めて外国武官の力を待つことなく本邦武官独力を以て教育することとなれり」、その「一 定期学生」中に「仏式を廃して独式を採用するに至りしも未だ条例を改めて根本的に教育の基礎を変更すること能はざる事情あり」(64 丁)とある。

陸軍大学校(1883 年設立)は、その教官に 1885 年ドイツからメッケル少佐を招聘した。鎮台時代にはなかった師団単位的高等用兵に、フランス式ではなくドイツ式を採用したのである。したがって、軍制全般をフランス式からドイツ式へ転換する意図はあったと考えられる。

しかし、本校の外人教官は 1889 年に解雇する迄フランス軍人で、その後にドイツ軍人を採用することはなかった。典範も、『歩兵操典』が 1891 年にドイツ式となっただけで、その他はフランス式のままであった。本書には、1892 年「独式採用と共に諸条規典範の改正を實行」とある。しかし、これに該当する典範は『歩兵操典』だけであった。

当然、「之を全軍に普及せしむるには従来の戦術科学生の力に及はざる処」(66 丁)で、その応急対策に戦術に特科した「少佐学生」を臨時招集しなければならなかった。「之」は歩兵戦術を意味し、射撃や体操は放置された。

要するに、小野原は、「独式採用」の見出しだけを論拠に、体操もドイツ式に転換したと誤認したのであろう。

2. 表 1 の知見

本校は、一貫して全国に分散駐屯する歩兵聯隊で同じ教育訓練を実施する必要から、毎年各聯隊から最少人員の若手士官(少中尉)と下士を召集して研修し、彼らによる帰隊後の戦術、

射撃、体操等の伝達普及と、教官（士官）と助教（下士）要員の育成とを目指した。

- ①本校は、小中学校教員養成と異なる研修機関の性格上、流動的な軍事情勢に左右されて制度的には不安定で、頻繁に臨時措置が採られた。このことは、基本的には制度化を試みながら、各期名称、入退校時期、在校期間、学生数が流動的だったことに反映する。
- ②1886 年条例の分科制採用迄の単科時代は、士官と下士は基本的に同数であった。
- ③多岐にわたる研修を十分修得できる人間は少ない。このため、1886 年分科制採用では、士官だけの戦術科、下士主体の射撃科、士官皆無の時期（1892～1894 年）もある下士主体の体操科、短期間（1886～1890 年）で体操科に吸収される下士だけの剣術科の四専科制となった。
- ④体操科は、1891 年剣術科を吸収、一時期「体操剣術科」と改称した。

3. 表 2 の知見

- ①1886 年条例で三分科して「戦術科」となる迄、本校は科名のない単科であった。
- ②第 2 章「学校の目的」に「歩兵に須要なる諸学術を調査研究して之を全軍に普及」（14 丁）とある。その範囲は、「歩兵操典」と戦術を主体に内務・諸勤務・射撃・体操と軍隊教育全般であった。しかし、戦術科になると、射撃と体操科目は除外されて分科した。
- ③科目の名称は、最初、期ごとに試行錯誤的に変化するが、軍制改革頃から確立する。
- ④科目は、座学の「学科」と実学の「術科」に分類される他、初期の一時期、学科の基礎となる中等普通教育科目を「余科」とした。
- ⑤単科時代の科目の多くに、士官と下士の別はなかった。戦術科は士官だけであった。

4. 表 3 の知見

- ①体操科は、1886 年条例に先行して下士対象に設置され、その科目は、やや試行錯誤的だったが、1887 年条例で士官も対象とした段階で

確立している。

- ②1899 年条例は、生理衛生科目に士官と下士の別がある。学力差故であろう。
- ③1885 年体操科開設時から衛生学を置き、1887 年条例から生理学を加えた。
- ④1887 年条例が「体操教範」「剣術教範」を学科目に加えたのは、両教範が一応確立したからである。
- ⑤1896 年条例の「体操学」採用は、体操指導者に理論的知見は必須と考えたからであろう。同年本校は『体操学教程』を刊行した。
- ⑥1896 年条例の器械体操は、下士が士官より高度であり、1898 年条例の下士の「体操」内容は、士官の「柔軟体操」「器械体操」両科目に相当する。術科である体操は、士官よりも下士に期待されたのである。
- ⑦1886 年条例の「唧筒」は消防用手押し放水器であるから、器械体操並みに扱われた。
- ⑧1903 年条例の課外「射撃研究」は、1908 年「射撃と体操」（偕行社記事 378 別冊付録）の予備的研究に位置づけられよう。

5. その他の知見

- ①1907 年剣術教範改正に対応した剣術教育の変革について、1909 年条例の説明は、主眼を白兵戦用の技術習得としてきた剣術が、攻撃精神を主眼に据えると特記し、翌年には「剣術の奥義たる精神」に「攻撃精神」を結びつける。日露戦争の戦訓の具体化である。
- ②文部省体操調査会再開は、1909 年 11 月新歩兵操典制定直前の 10 月 19 日で、本校のスウェーデン体操器械設置は 1910 年 5 月、出張 1 年間の林保吉帰国は 1912 年 10 月 18 日と遅い。文部省の永井道明主導「学校体操統一案」の発表は、林帰国の翌 11 月である。

付 記

大場一義「陸軍戸山学校刊『体操学教程』（明治 26 年版）について」（日本体育学会 33 大会、1982 年）配付資料の教育総監部「戸山学校歴史」（1897 年、稿本）は未見である。

体育・スポーツ史という研究領域

—自分の研究を入り口にして—

坂上康博（一橋大学）

歴史学は他の学問（科学）と比べて、①目的が多様で、②対象が茫漠としており、③学問以外との境界が曖昧で、④研究結果が不確かさを免れず、⑤方法が多岐にわたる等の特徴をもち、それゆえに研究者の個性や着想を活かし、創意工夫を生かす余地が大きいとされる（遅塚 2010: 18-23）。このセミナーでは、私個人の研究を入り口にしながら、体育・スポーツ史という研究領域をめぐる論点をいくつか取り上げてみたい。

「私の研究上の主要な関心は、近現代におけるスポーツの位置と意味を、文化、社会、政治という広い文脈からとらえることにある。一言で言えばスポーツの社会史的把握である。その際、スポーツを文化や社会、政治などの変化やその内実を読み取るための材料としてとらえるだけではなく、スポーツ自体の魅力とその独自の発展のあり方の説明にも留意したいと考えている。この両者の絡み合いを諸外国におけるあり方をも視野に入れながら、日本近現代を中心に描くことが当面の中心課題である。」

これは 20 年ほど前から大学のホームページなどに掲載している私の研究についての紹介文である。中身はほとんど抱負に近いもので、研究の大枠＝方法的立場を説明したものとなっている。どのようにしてこのような方法的立場を採るようになったのか。

それは第 1 に、自分が研究対象とした具体的な事実のもつ歴史的意味や変化の要因などを考えていく中で選び取ったものである。歴史研究には、①事実の認識（歴史実証）、②事実関係の解釈（歴史解釈）、③探究成果の表現（歴史叙述）といったプロセスがあるが、私の場合は、②の歴史解釈の段階で、もがいている中で社会史的把握に辿り着いた。

たとえば、「1920～30 年代にスポーツが日本社会に普及していったのはなぜか、その意味は」という問い。こうした問いへの解答を考えていく中で、おのずと社会史的把握というものに接近していったが、その時に背中を押してくれたのが、社会文化現象としてのスポーツを歴史的に評価する際の究極的な基準は、「民族・国民の生活を豊かにし、人間の自由の拡大・発展の内実を構成するものとなっているかどうか」であるという高津勝の提起（坂上 2021）であったように思う。

拙書『につぼん野球の系譜学』でも、野球部員らの思想や行動を歴史的に位置づけることに四苦八苦した挙句、歴史や社会の大状況（マクロレベル）と個人や小集団（ミクロレベル）、それらの中間に学内状況（メゾレベル）というものを設定し、それを媒介にして社会史的な把握をはかるということを試みた（坂上 2021）。

第 2 に、このような方法的立場は、日本のスポーツが直面している現実的な諸問題—スポーツの政治への従属や伝統による自縛など—を研究の出発点とし、それらの問題を解明していく上で不可避のものとして選び取ったものでもあった。叙述の中に含めることはほとんどないが、拙著『権力装置としてのスポーツ』や『スポーツと政治』の最後の結びの一節などには、そうした自分の立場が多少示されていると思う。

現状分析の一環あるいは問題の起源やポイントとなる時点にまで遡及しながら事実を考察するというアプローチということになるが、これは現代的な問題を歴史的変動の中で

動的にとらえることができるという強みをもっていると思う。

第3に、それは福島大学行政社会学部の「スポーツ文化論」担当者として着任し、2009年からは一橋大学社会学部の「スポーツ社会学」関係の授業や共通教育を担当してきたという自分のポジションとも一体のものであったように思う。人文社会科学系の学部でスポーツ関係の授業を受け持ちながら、人文社会科学の土俵のなかでもスポーツ研究の成果を示し、研究領域として認知させようとあれこれもがいてきた自分がある。

こうした方法的立場からの研究は、確かにやり甲斐があるものであったが、その一方で、それは私にいくつかの深刻な疑問や悩みをもたらした。「これでは親学問の単なる応用や借り物ではないか」「体育・スポーツ史研究としての方法的な独自性は何か」といった疑問や学問的なアイデンティティをめぐる悩みである。制度的な点で言えば、体育・スポーツ史は、人文社会科学の一領域であると同時に体育・スポーツ科学の一領域でもあるという複合的な性格をもつ。両者の関係をどうとらえればいいのかという問題でもある。

研究の自己紹介文の中に「スポーツを文化や社会、政治などの変化やその内実を読み取るための材料としてとらえるだけではなく、スポーツ自体の魅力とその独自の発展のあり方にも留意したい」と書いたが、実はこれが体育・スポーツ史研究の独自性という問題に対する私の格闘状況を表現したものである。

わかりづらいと思うのでもう少し一般化してみると、「体育・スポーツ史研究を通じて体育・スポーツとは何かを明らかにし、また体育・スポーツとは何かを明らかにすることを通じて体育・スポーツ史を深めるといった回路を作り上げていくこと」となる。これは、教育史研究をめぐる類似の議論を参考にして作文したものだが、このような回路にこそ、体育・スポーツ史が人文社会科学一般に解消されない独自の複合的研究領域としての存在意義があるのではないかと、というのが現時点での私の考えである。

では、体育・スポーツ科学の中での体育・スポーツ史研究の独自の存在意義や役割とはどのようなものか。この問題に関しては、むしろフロアからの意見をお願いしたいが、文部科学省『科研費審査システム改革 2018』にみられるような体育・スポーツ科学における人文社会科学系分野の軽視や、それと連動するかのような日本体育・スポーツ・健康学会大会の5つのテーマ別研究発表にみられるような実学志向？の動向をふまえて、議論していく必要があるように思う。また、体育・スポーツ史研究の制度的な基盤をめぐるドイツの実態や論争（有賀 2010、クリューガー 2010）なども参考にすべきではないだろうか。

【文献】

有賀郁敏「スポーツ史の『新たな方向』をめぐるクリスティアーネ・アイゼンベルクとミヒャエル・クリューガーによる誌上論争」『立命館産業社会論集』第46巻第1号、2010年

クリューガー、ミヒャエル「ドイツにおけるスポーツ史とスポーツ科学」日独スポーツシンポジウム講演、2010年10月7日

坂上康博「スポーツの武士道/武道的変容説の再検討—拙書『につぼん野球の系譜学』を中心に—」『体育史研究』第38号、2021年

遅塚忠躬『史学概論』東京大学出版会、2010年

2022 年度 体育史学会 第 11 回大会

プログラム・発表抄録集

2022 年 5 月 30 日 印刷

2022 年 5 月 30 日 発行

発行者 新井 博

発行所 体育史学会

〒301-0844

茨城県竜ヶ崎市平畑 120

流通経済大学スポーツ健康科学部 小谷 究 研究室内

Tel : 0565-46-6568

taiikushi_office@taiikushi.org